

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 一 国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域及び割合を改めること。（本則関係）
- 二 この政令は、令和七年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）